

### 3. 駐車場使用細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「駐車場使用細則」を次の通り定める。

#### (目的等)

- 第1条 駐車場使用契約者は本細則のほか管理組合と別途契約した賃貸借契約書を遵守し、駐車場を適切に運営管理するもとする。
- 2 専用庭駐車場も該当する項目は本細則の適用対象とする。

#### (車両の保管及び事故処理)

第2条 車両は自己の責任で管理し、事故の損害については管理組合及び管理会社は、その責任を負わないものとする。

- 2 駐車場内で、他車や人身事故が発生した場合は、速やかに警察や救急車を手配し、管理員にも連絡すること。また、事故の処理については当事者同士で解決すること。
- 3 駐車場内で、建物や設備に損害を与えた場合は加害者の負担で現状回復を行うこと。
- 4 駐車場は契約した車両のほか、短期に契約以外の車両（住戸の未契約車、親戚、知人、勤務先、代車、業者）の使用は認めるが、本細則を守ることを条件とする。

#### (利用できる車両のサイズ)

第3条 駐車場で使用できる車種は四輪乗用車両とし、次の大きさの範囲とする。

1 平面駐車施設

一	重 量	2,000kg 以内
二	長 さ	5.0m以内
三	幅	1.8m以内（ドアーミラーを収納して）
四	上記より大きいサイズの車両を駐車の場合は、左右の契約者の了解を得た文章を提出し管理組合の許可を得ること。	

- 2 車両登録番号が、3または8の場合は、車検証又は新規購入の場合は購入契約書の写しを管理組合へ提出すること。

#### (契約の解除)

- 第4条 契約者が解約の場合は、所定の期日までに所定の書類を理事長に届けること。
- 2 理事長は、契約者が使用料を滞納した場合は解約することができる。

#### (未契約場所の措置)

第5条 駐車場に空きが発生した場合は、希望する住戸から次の順序で抽選で決定する。

- 一 未契約の住戸
- 二 区分所有者から専有部分の貸与を受けている未契約の占有者
- 三 1台を契約の平地駐車場（専用庭含む）契約の住戸

#### (車庫証明の発行)

第 6 条 駐車場契約者が車庫証明が必要の場合は、原則として 1 週間前までに所定の書類に記入し理事長に届けること。

2 車庫証明を不正(車庫飛ばし等)に入手又は利用した場合は、発行後に取り消したり、必要に応じて警察へ通報することができるものとする。

#### (入場制限)

第 7 条 駐車場には、契約車のほか次の車両の入場を認めるものとする。

- 一 スペリア佐屋の入居者が、敷地北側の駐車場を光商事(株)と契約している車両
  - 二 ゴミ収集車、ガス会社の車両
  - 三 工事関係者、引越し車両、納品車、冠婚葬祭車両等は管理員の許可を要する
- 2 駐車場契約者は、自己の契約場所に第三者の車両を短期間駐車させる以外は、敷地内へ入場させないこと。
- 3 上記以外の車両や不正入場の車両については、警察への通報を含め必要な対応を行うことができる。

#### (遵守事項)

第 8 条 駐車場内では次の事項を守ること。

- 一 深夜及び早朝の出入りの場合は、他の住人や地域住民に迷惑をかけないように留意すること
- 二 各自、盗難防止の対応に心がけると共に、防犯センサーを取り付ける場合は必要以上に感度を上げないこと。また、万一、センサーが作動の場合は、速やかに措置を講じ他の住人や地域住民に迷惑をかけないこと
- 三 駐車場に車両以外の物を置かないこと
- 四 同居人を含め契約場所以外や敷地内や、敷地内歩道に駐車したり、訪問者にもさせないこと
- 五 車両は白線の中央、又は白線から 20cm 以上離して止め、できるだけドアミラーは収納すること
- 六 住戸が隣接したり、地域住宅と隣接する場所でのアイドリングは最小限にすること
- 七 場内での走行は注意し、時速 10km 以下とすること
- 八 敷地内で洗車をしないこと

#### (契約の公表)

第 9 条 管理組合は、各戸の契約場所を住人に公表することができる。

#### (継続契約)

第 10 条 専有住戸を譲渡した場合、駐車場契約は解約となるが、次の条件の場合は住戸購入者が引き続き同場所の契約者となることができる。

- 一 管理費等の滞納がないこと
- 二 譲渡の仲介依頼、または広報の前に、所定の用紙で管理組合へ届け、その他必要な書類を提出の場合
- 三 駐車場保証金は返還せず、購入者の保証金として取り扱う場合

#### (使用料の特例)

第 11 条 管理組合より駐車場を使用するために車の移動の要請があった場合は次のとおりに駐車場使用料金を免除する。

- 一 移動 1 回（1 日）につき、100 円値引きする。
- 二 代替駐車場が必要な場合は管理組合で手配する。
- 三 車の移動がされなかった場合は値引きしない。

（細則の改廃）

第 12 条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

（発効）

第 13 条 この細則は、平成 12 年 4 月 23 日より発行する。

平成 16 年（2004）3 月 28 日	一部変更
平成 20 年（2008）3 月 30 日	一部変更
平成 22 年（2010）3 月 28 日	一部変更
令和 5 年（2023）3 月 26 日	一部改訂